

公共図書館「電子図書館・電子書籍貸出サービスのアンケート2019」の用語の説明

以下の用語の説明は、今回のアンケートのご回答をいただくための用語解説となります。

【1】「電子図書館サービス」及び「電子図書館貸出サービス」

- ・このアンケートにおいて「電子図書館サービス」とは、以下の①から⑤のサービスをいいます。
- ・①の「電子書籍貸出サービス」については、著作権が有効な電子書籍を貸し出すサービスをいいます。

「電子図書館サービス」

	サービス名	サービス内容	サービス例
①	電子書籍貸出サービス	・電子書籍を期間や場所、冊数を限定して提供するサービス	例: LibrariE&TRC-DL/ Rakuten OverDrive/Kinokuniya Digital Library(KinoDen) /EBSCO eBooks 等
②	国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	・絶版等の理由で入手困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービス	国立国会図書館
③	データベース提供サービス	・新聞や雑誌、統計情報、専門情報などのデータベース提供サービス	・ジャパンナレッジ ・医中誌 Web ・日経 BP 記事検索サービス ・聞蔵(朝日新聞)等
④	デジタルアーカイブの提供	・図書館所有の貴重書、広報の紙の資料などを電子化して提供するサービス	・ADEAC(TRC-ADEAC) ・AMLAD(NTT データ)
⑤	音楽配信サービス	・ミュージックライブラリー提供、オーディobook、朗読配信サービス	・ナクソス・ミュージック・ライブラリー —

※当アンケートでは、Web での図書検索・貸出予約サービス、OPAC 検索は「電子図書館サービス」とはしていません。

【2】「電子書籍コンテンツ」

(アンケート中は単に「コンテンツ」と略すことがあります)

- ・「電子書籍コンテンツ」とは、電子書籍サービスとしてパソコンやタブレット・スマートフォンなどに提供される電子版の書籍コンテンツのことをいいます。
- ・「電子書籍コンテンツ」は、電子書籍ビューア及び、電子書籍専用端末で閲覧できるように技術的な処理がされ、電子的提供ができるような著作権者との権利処理を行い、電子的にデータベース検索ができるように書誌情報等を総合的に提供されます。

【3】「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」

- ・「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」とは、電子書籍を読むことができる電子端末、電子書籍を読むことができるソフトウェア（アプリケーション）のことをいいます。
- ・電子書籍は、パソコンや、スマートフォン・タブレット（iPhone、iPad、Android、Windows、Mac等）から、アプリ（アプリケーション）やWebブラウザで読むことができます。

【4】「デジタルアーカイブ」

- ・「デジタルアーカイブ」とは、各図書館及び、図書館が属する自治体が所有する独自の資料、冊子、書物をデジタル化して保存、提供することを対象としています。

【5】国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

- ・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービスのことを言います。
- ・国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスが実施できます。
- ・詳細は以下のページに記載があります。http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/

ホーム > [図書館員の方へ](#) > [図書館向けデジタル化資料送信サービス（日本国内の図書館員の方へ）](#)

<ul style="list-style-type: none"> 図書館員の方へ 図書館へのアクセス サービス <ul style="list-style-type: none"> 運用管理サービス 図書館関係者向け 図書館向けデジタル化資料送信サービス 著作目録の提供 国立国会図書館の依頼 図書館サービスを実施する図書館へのサービス 図書館員ハンドブック 参考図書紹介 国会関係ネットワーク レファレンス協定データベース クライアントウェア・ポータル
--

図書館向けデジタル化資料送信サービス（日本国内の図書館員の方へ）

図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）は、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、著作権等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスです。

※ このサービスは、著作権法（[昭和45年法律第48号](#)）第31条第3項（e-Govリンク）の規定を運用して行っています。また、著作権者・出版者団体などの関係機関で構成される「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で取りまとめた「[国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への提供に係る取組](#)」（PDF: 390KB）に基づいて運用しています。

図書館送信をご利用いただくには、国立国会図書館に利用申請を行い、承認を受ける必要があります。このページでは、日本国内の図書館員の方を対象に、この承認のために必要な手続等をご案内しています。

日本国外の図書館員の方で、サービスのご利用をお考えの場合

「[Digitized Contents Transmission Service for Libraries \(For Librarians\)](#)」のページをご覧ください。

図書館員以外の方で、サービスの概要や利用方法についてお知りになりたい場合

「[図書館向けデジタル化資料送信サービス](#)」のページをご覧ください。

出版者、著作（権）者等の方で、図書館送信の対象となる資料の除外手続を検討されている場合

「[図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）に係る除外手続](#)」のページをご覧ください。

【6】その他、公共図書館における「電子書籍」等提供サービスの類型について

・当アンケートでは、以下のように「電子書籍提供サービス」を分類し「電子書籍貸出サービス」とあるものは、下図の1-①を対象としています。

公共図書館における「電子書籍」等提供サービスの類型

(電流協 電子図書館・コンテンツ教育利用部会作成)

分類	サービス事業者	サービス事業者	サービス例	提供形態
1	① 電子書籍貸出サービス	電子書籍貸出サービス提供事業者	例: LibrariE&TRC-DL/ Rakuten OverDrive/Kinokuniya Digital Library(KinoDen) /EBSCO eBooks 等	
	② 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	国立国会図書館	説明記載(国立国会図書館ホームページ) http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/	(著作権法31条3項の規定による)国立国会図書館デジタル資料のうち、絶版等資料の提供
	③ データベース提供サービス	データベースサービス提供事業者	例: JapanKnowledge/新聞 DB/EJ(外国ジャーナル)等	オンラインデータベース利用提供
	④ デジタルアーカイブ	著作権者が図書館・自治体(図書館(自館)経由) ※主に無償著作物	例: ADIAC(TRC-ADEAC) AMLAD(NTT データ)等 (図書館アーカイブサービス)	図書館自身が情報発信・広報資料
2	パブリックドメイン電子書籍提供	著作権期間終了(パブリックドメイン ※2) ・オンライン参照、ダウンロード提供	例: 青空文庫(データ)/プロジェクト Gutenberg 他	著作権期間終了の著作物の提供
3	障害者向け電子書籍等提供	著作権の制限規定により、使用が可能な著作物	サビエ図書館	障害者への著作物提供(著作権法37条の権利制限規定に準じた提供)に
※	パブリックドメイン	パブリックドメイン	著作権(著作財産権)期間が満了しているもの 著作物自体は多くが無償か低額で提供されているもの	

以上